

## 【特定求職者雇用開発助成金 2018/08/10 現在】

■雇い入れ系の助成金の中で最も活用例が多く、かつ申請がしやすい助成金です。高年齢者、障がい者、母子家庭の母などの就職困難者を、ハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れる事業主に対して、助成金が支給されます。

### 【助成額】

	対象労働者	支給額	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額
短期時間労働者以外	高齢者（60歳以上65歳未満）、 母子家庭の母	60（50）万円	1年	30万円×2期 （25万円×2期）
	身体・知的障がい者	120（50）万円	2年（1年）	30万円×4期 （25万円×2期）
	重度障がい者等（重度障がい者、 45歳以上の障がい者、 精神障がい者）	240（100）万円	3年（1年6か月）	40万円×6期 （33万円×3期） ※第3期の支給額は34万円
短期時間労働者	対象労働者	対象労働者	対象労働者	対象労働者
	対象労働者	対象労働者	対象労働者	対象労働者

※対象労働者は、雇い入れ日現在の満年齢が65歳未満の方に限ります。

※短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満の労働者をいいます。

### 【主な要件】

- (1) ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により雇い入れること。
- (2) 雇用保険一般被保険者として雇い入れ、継続して雇用することが確実であると認められること。

### 【申請時期】

雇い入れ日6か月経過時より2か月以内

### 【注意点】

- ◇期間の定めのない雇用形態であること
- ◇正しい給与計算をしていること（未払残業代等がないこと）